

**広島市北部地区学校給食センター（仮称）等
新築工事・管理運営事業**

落札者決定基準

**令和5年5月31日
(令和5年7月4日修正)**

広島市

— 目 次 —

第1 本書の位置付け	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式	1
2 事業者選定方法	1
3 事業者選定の体制	1
第3 審査の手順	2
1 入札参加資格審査	3
2 提案内容審査	3
(1) 基礎審査	3
(2) 総合審査	3
(3) 落札候補者の選定	9
第4 落札者の決定	10
1 落札者の決定	10
2 結果及び評価の公表	10
3 落札者を決定しない場合の措置	10

第1 本書の位置付け

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、広島市（以下「市」という。）が、「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業（以下「本事業」という。）」の落札者を決定するに当たり、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「落札候補者」という。）を選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者が行う提案に具体的な指針を与えるものである。

また、本基準は、本事業の入札において、入札説明書と一体のものとして取り扱う。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業では、学校給食に係るより質の高い安全・衛生管理のための工夫や、周辺の住環境を保全するための提案、安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを踏まえた施設とするための提案などを求めるものであるため、事業者の選定方法は、価格とともにこれらの提案内容も評価する「総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）」とする。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（基礎審査、総合審査）を行う。なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するためにのみ行うこととし、入札参加資格審査の結果は、提案内容審査における評価には反映させないこととする。

3 事業者選定の体制

広島市公共施設整備等事業者選定審議会内に設置された学識経験を有する者等で構成する「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会（以下「選定審議会」という。）」において、入札価格及び提案内容の審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を落札候補者として選定する。

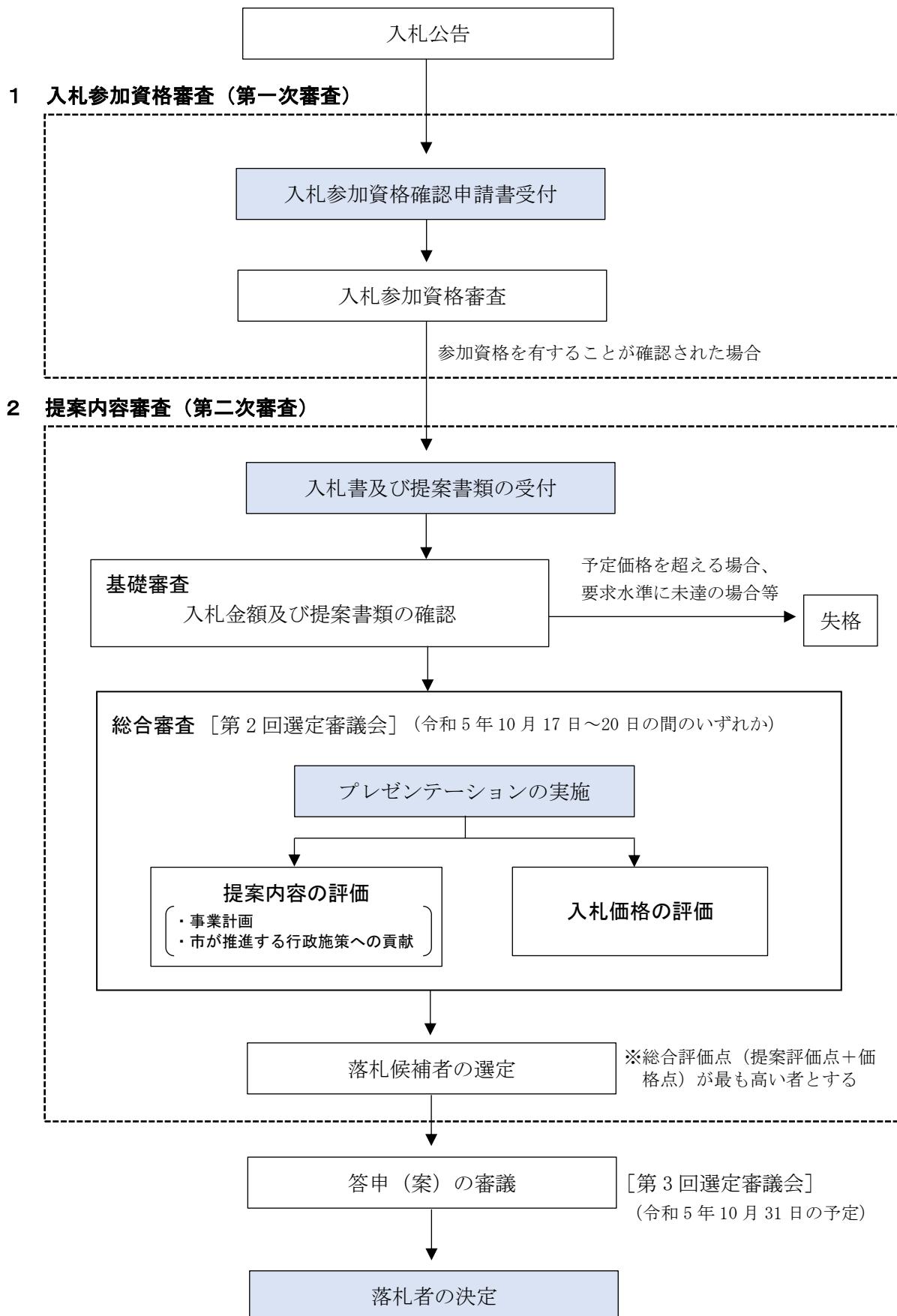
なお、選定審議会は、下表の 9 名の委員で構成し、選定審議会における審査は非公開とする。

[敬称略]

区分	委員氏名	所属等
給食経営管理	渡部 住美	広島女学院大学 人間生活学部 管理栄養学科 教授
教育推進	山本 妃奈子	広島文教大学 人間科学部 人間栄養学科 准教授
食品衛生	北原 明生	一般社団法人広島市食品衛生協会 次長
建築	栗崎 真一朗	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授
財務	橘 俊夫	橘公認会計士事務所 公認会計士
保護者	西林 昌則	広島市 P T A 協議会 前安佐北区会長
学校関係	坂口 由紀子	広島市立三入小学校 校長
学校関係	宮奥 紀恵	広島市立三入中学校 校長
地域活性	松尾 雄三	広島市企画総務局地域活性化調整部長

第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



1 入札参加資格審査（第一次審査）

市は、応募事業者から提出される入札参加資格審査確認申請書に基づき、応募事業者が入札説明書に規定されている要件を満たしていることを確認する。当該要件を有していることが確認できた者を参加資格保有者として選定する。

ただし、入札公告の日から開札日までの間、入札説明書に規定されている要件を欠くことが判明した応募事業者については、入札書及び提案書類の提出を認めない。

2 提案内容審査（第二次審査）

(1) 基礎審査

基礎審査は、入札金額や提案書類の内容が入札説明書、要求水準書等で示す要件を満たすものであることを確認する形式審査であり、評価点は付与しない。

ア 入札金額の確認

市は、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案書類の確認

市は、提案書類の内容について以下の事項を満たしているかを確認し、これを満たしていない場合は失格とする。

- (ア) 要求水準書で求めている各業務及び施設性能の水準
- (イ) 入札説明書に示す項目及び様式集に示す提案書類の作成に関する条件

(2) 総合審査

ア 提案内容の評価[提案評価点]

提案内容の評価に当たっては、(ア)「事業計画の評価」に、(イ)「市が推進する行政施策に係る入札参加者の取組状況及び提案に対する評価」を加えるものとする。

$$\text{提案評価点} = \text{事業計画の評価点} + \text{市が推進する行政施策に係る入札参加者の取組状況及び提案に対する評価点}$$

(ア) 事業計画の評価

評価点は以下の方法により算出し、全体で 135 点満点とする。

[算出方法]

- ・ 選定審議会委員が表 1 「採点基準」に従って、表 2 「事業計画の評価基準」に示す項目ごとに A～E の評価を行い、それに基づき得点化する。
- ・ 項目ごとに各選定審議会委員の得点の平均点を算出し、それらの合計点を「事業計画の評価点」とする。
- ・ 得点化及び平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第 2 位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

【表1】採点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	極めて優れた提案である。	配点×1.00
B	優れた提案である。	配点×0.75
C	具体的かつ評価できる提案である。	配点×0.50
D	評価できる提案である。	配点×0.25
E	評価に値する提案ではない。	配点×0.00

【表2】事業計画の評価基準

区分	評価項目及び基準		関連様式	配点
1 全般	①事業実施方針	全ての児童生徒により安全でよりおいしい給食を提供するための具体的な提案がなされているか。	様式 4-2	3点
		「安佐市民病院跡地の活用コンセプト（若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場）」の実現を目指した提案がなされているか。		3点
	②事業の継続性	代表企業の財務状況において、事業継続性を担保できる内容となっているか。	様式 4-3	3点
		事業期間を通じて安定した従業員の確保ができるよう、具体的かつ優れた提案がなされているか。		3点
	③事業スケジュール等	設計・建設スケジュール遵守の方策や工夫等について具体的な提案がなされているか。	様式 4-4	4点
		供用開始から安全安心でおいしい給食提供を実現するため、調理従事者等の研修、調理リハーサル、配送・配膳リハーサル、マニュアル作成等について具体的な提案がなされているか。		4点
	④応急対応方針	リスクを顕在化させない仕組み及びリスクが顕在化した場合の迅速な対応について、具体的な提案がなされているか。	様式 4-5	4点
	⑤コストのサイクル等	施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減について具体的かつ優れた提案がなされているか。	様式 4-6	4点
		合理的かつ効率的な維持管理及び運営について、具体的かつ優れた提案がなされているか。		3点
	⑥災害時における機能維持	浸水対策及び施設に被害が生じた際の早期復旧策等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	様式 4-7	4点

区分	評価項目及び基準		関連様式	配点	
2 安全管理・衛生管理	① 安全衛生	異物混入防止に対する具体的な方策（検収時、下処理時、調理時、配缶時、配送時、その他）について提案がなされているか。	様式 4-8	3点	25点
		食中毒防止に対する具体的な方策（細菌性食中毒の予防、ノロウイルス食中毒の予防、その他）について提案がなされているか。		3点	
		衛生管理の徹底に対する具体的な方策（二次汚染の防止、従事者衛生管理、セルフモニタリングの実施、その他）について提案がなされているか。		4点	
	② アレルギー対応	アレルギー除去食を確実に提供するための具体的な方策について提案がなされているか。	様式 4-9	4点	
		想定される事故（ヒヤリハットを含む。）及びそれらに対する具体的な防止策や対応策などについて提案がなされているか。		3点	
		将来のアレルギー対応品目にも配慮した具体的な方策について提案がなされているか。		3点	
	③ 従業員教育	調理従事者等の健康管理・衛生意識の向上のための指導体制や研修の実施などについて、具体的な提案がなされているか。	様式 4-10	5点	
3 効率的な調理環境	① 配置・動線計画	食材と人の動線に無駄がなく、調理従事者が各作業を衛生的かつ効率的に行うことができる配置・動線計画となっているか。	様式 4-11	5点	10点
	② 調理環境	適切な人員配置、建物内の温度・湿度の適切な管理、調理従事者の作業負担の軽減につながる調理作業等の機械化・デジタル化など、調理従事者の労働環境に配慮した具体的な提案がなされているか。	様式 4-12	5点	

区分	評価項目及び基準		関連 様式	配点	
4 適切な温度管理による 安全な配送	①配送計画	交通渋滞や交通事故など不測の事態への備え、給食センターの敷地内や出入口、学校敷地内における安全対策等について具体的な提案がなされているか。	様式 4-13	3 点	10 点
		遠方の学校や小規模な学校においても適温での提供をするための工夫が提案されているか。		3 点	
		配膳・下膳業務を効率的かつ安定的に実施するための工夫が提案されているか。		4 点	
5 環境負荷の低減	①施設整備時の配慮	建設場所が住居地域であることを踏まえ、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事に伴う近隣住民及び周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるための工夫や取組に係る具体的な提案がなされているか。	様式 4-14	5 点	25 点
		配置計画や動線計画などにおいて、建物や配送車からの騒音・臭気など広島県生活環境の保全等に関する条例で定める基準を大きく下回ることができる工夫や取組に係る具体的な提案がなされているか。		5 点	
	②維持管理運営時の配慮	施設や植栽の配置、意匠等が給食センターの敷地全体でトータルデザインされているなど地域の景観等に配慮した具体的な提案がなされているか。	様式 4-15	5 点	
		省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入などエネルギー消費量の削減に努め、光熱水費の低減に資する具体的な提案がなされているか。		5 点	
	③の環境配慮負荷へ	工事内容等に係る近隣住民などへの説明方法や説明頻度、苦情の対応方法等について、施設整備・維持管理運営業務が円滑に進むよう効果的な提案がなされているか。	様式 4-16	5 点	
	④の近隣住民等へ		様式 4-17	5 点	

区分	評価項目及び基準		関連 様式	配点	
6 食育に関する情報発信・地域活動等への貢献（附帯事業）	①整備計画	要求水準書で必置としている諸室等について、多目的交流広場との一体的な利用が可能な施設配置・動線計画がなされており、食育に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる魅力的な施設となるよう具体的な提案がなされているか。 また、備品の移動や搬出入、清掃などの維持管理を容易とするための工夫について、具体的な提案がなされているか。	様式 4-18	5点	25点
		更なる食育の推進や地域活動の活性化に資する諸室等を整備する提案がなされているか。		5点	
	②取組内容	諸室等を活用した事業者による取組について、「安佐市民病院跡地の活用コンセプト（若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場）」を踏まえた効果的な提案内容となっているか。 諸室等の更なる活用に向けた取組の企画について、「安佐市民病院跡地の活用コンセプト（若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場）」を踏まえた効果的かつ実現性の高い提案内容となっているか。	様式 4-19	5点	
	③管理運営	市職員が不在となる時間（月曜日から金曜日の夜間、週休日、祝日等）の諸室等の管理運営方法について、市民の利便性などに配慮した具体的な提案となっているか。	様式 4-20	5点	
7 自主事業（任意）	①事業提案	学校給食で使用しない時間帯に調理場等を活用して行う事業者の自主事業の目的・方針に、本市の基本構想・基本計画に基づく施策の実現にも資する視点が含まれているか。	様式 4-21 ・ 4-22	5点	5点

(4) 市が推進する行政施策に係る入札参加者の取組状況及び提案の評価

- a 市が推進する行政施策に係る取組状況に対する評価

表3「市が推進する行政施策に係る取組状況の評価基準」のとおり、入札参加者のうち代表企業の取組状況に応じて加点又は減点し、最大5点を配点する。

【表3】市が推進する行政施策に係る取組状況の評価基準

評価項目	評価基準	関連様式	配点
障害者の雇用	障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合	4-24	+1点
	障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合		+2点
	障害者雇用率が4.6%以上の場合		+3点
	過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合		-2点
男女共同参画・子育て支援の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務がある企業が同計画を策定していない場合	4-25	-1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合		+1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務がある企業が同計画を策定していない場合		-1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合		+1点

- b 市が推進する行政施策に係る提案

評価点は以下のとおり算出し、全体で10点満点とする。

[算出方法]

- 選定審議会委員が表1「採点基準」に従って、表4「市が推進する行政施策に係る提案の評価基準」に示す項目ごとにA～Eの評価を行い、それに基づき得点化する。
- 項目ごとに各選定審議会委員の得点の平均点を算出する。
- 得点化及び平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

【表4】市が推進する行政施策に係る提案の評価基準

評価項目	評価基準	関連様式	配点
地域経済の振興等	地域経済の振興や地域雇用の促進（調理従事者・配膳業務従事者の優先雇用を含む。）などに係る具体的な提案がなされているか。	4-26	5点
食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けて、残渣の再資源化や臨時休校時に不要となる食材の再利用策、児童生徒の好き嫌いによる食べ残しの抑制策などについて具体的な提案がなされているか。	4-27	5点

a及びbの各項目の合計点を「市が推進する行政施策に係る入札参加者の取組状況及び提案に対する評価点」とする。

イ 入札価格の評価 [価格点]

価格点は、表5「価格評価基準」により算出し、全体で100点満点とする。

応募事業者は、入札金額のほか、様式4-22により自主事業に係る目的外使用料等（「目的外使用料等の納付提案額」）を提案することができる。

なお、「目的外使用料等の納付提案額」の納付を提案した応募事業者が落札候補者となった場合、本事業の契約において、契約期間中、当該提案額以上の目的外使用料等を納付する（自主事業を実施する）旨の契約を締結するものとする。

【表5】価格評価基準

$$\text{入札金額} - \text{目的外使用料等の納付提案額} = \text{補正後入札価格}$$

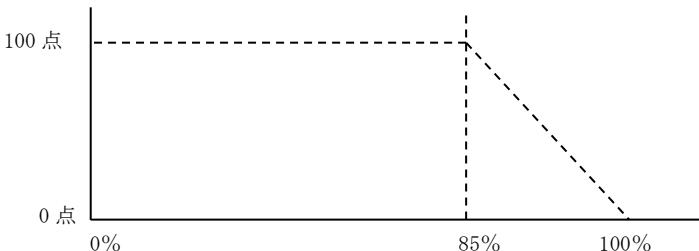
①補正後入札価格の入札率が85%以下の場合は、価格点は満点（100点）とする。

②（85% < 補正後入札価格の入札率 ≤ 100%）における価格点は次式による。

$$100 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{(\text{入札率} - 85)}{15} \right)$$

（注）有効桁数は、小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入とする。

〔参考〕価格点のイメージ



(3) 落札候補者の選定

選定審議会は、算定した提案評価点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を落札候補者として選定する。

$$\text{総合評価点 (250点満点)} = \text{提案評価点 (150点)} + \text{価格点 (100点)}$$

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

市は、入札参加資格審査及び提案内容審査の結果に基づき、選定審議会により選定された落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札候補者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、価格点が最も高い者を落札者とする。

2 結果及び評価の公表

市は、選定審議会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める総合審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

3 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案者を落札候補者として選定する。